

(別添3)

### 寄附金区分別申請書添付資料一覧

申請の区分		添付資料		
		対象法人等であることを確認するための書類(※1)	活動状況等を把握する書類	
			指定書類(※2)	補足説明書類
(1) 財務大臣指定寄付金 (法第78条第2項第2号該当)		ア 施行令第216条第2項に規定する財務大臣の告示の写し	イ 寄附金募集者の行う事業の内容及び寄附金の用途を記載した書類 ウ 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類	エ その他当該寄附金の公的寄与状況を説明するために参考となる書類
(2) 特定公益増進法人に対する寄附金 (法第78条第2項第3号該当)	地方独立行政法人 (施行令第217条第1号の2該当)	ア 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第6条第3項に規定する設立団体のその旨を証する書類(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)の写し	エ 寄附金募集者の定款又は寄附行為 オ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 カ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書	キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類
	学校法人 (施行令第217条第4号該当)	イ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条に規定する所轄庁のその旨を証する書類(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)の写し		
	公益社団・財団法人 (施行令第217条第3号該当)	ウ 当該寄附金募集者の登記事項証明書		
	社会福祉法人 (施行令第217条第5号該当)			
	更生保護法人 (施行令第217条第6号該当)			
独立行政法人等 (施行令第217条第1号、第2号該当)	(不要)			
(3) 特定公益信託の信託財産とするために支出した寄附金 (法第78条第3項該当)		ア 所得税法施行令第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類(当該書類に記載されている当該認定の日が控除対象寄附金指定申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。)の写し	イ 当該特定公益信託に係る信託行為 ウ 当該特定公益信託に係る事業計画書及び収支予算書	エ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類
(4) 特定NPO法人に対する寄附に係る支出金 (租税特別措置法第41条の18の2該当)		ア 特定非営利活動法人法(平成10年法律第7号)第49条第1項に規定する所轄庁の認定に係る通知の写し	イ 寄附金募集者の定款 ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書	オ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類

【法令略名の説明】

法: 所得税法(昭和40年法律第33号)  
施行令: 所得税法施行令(昭和40年制令第96号)

【用語の説明】

公益寄与状況: 熊本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する状況

【参考】

※1 所得税法施行規則第47条の2第3項(確定申告書に関する提出又は提示書類)に準じて規定。  
※2 所得税法等に規定する寄附金控除の対象となるための申請又は対象であることの証明をとる際に添付する資料を参考に規定。